○国土交通省告示第千八十二号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

免許番号	氏名	本籍の道府県の名称	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇〇一七号	斉藤　志穏	山形県	平成二十三年十月十三日	大阪湾水先区
第三〇〇〇一八号	濱　幸作	徳島県	平成二十三年十月十三日	大阪湾水先区
第三〇〇〇一九号	川島　慧子	山口県	平成二十三年十月十三日	内海水先区

○国土交通省告示第千八十三号

スカイマーク株式会社及びＰｅａｃｈ・Ａｖｉａｔｉｏｎ株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号平二十三第九〇〇四号及び平二十三第九〇〇五号）については、平成二十三年十月十三日付け国運審第十六号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十三年十月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

○環境省告示第八十四号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、昭和四十六年環境庁告示第五十九号（水質汚濁に係る環境基準について）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十七日

環境大臣　細野　豪志

別表１のカドミウムの項中「0.01㎎／ℓ以下」を「0.003㎎／Ｌ以下」に改め、「日本工業規格Ｋ0102（以下「規格」という。）55に定める方法」を「日本工業規格Ｋ0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法（準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表８に掲げる方法によることができる。）」に改め、同表中「㎎／ℓ」を「㎎／Ｌ」に改める。

別表２の１の⑴のアの測定方法の欄及び同表の１の⑵のアの測定方法の欄中「付表８」を「付表９」に改め、同表の１の⑴のイの測定方法の欄、同表の１の⑵のウの測定方法の欄及び同表の２のウの測定方法の欄中「付表９」を「付表10」に改め、同表の２のアの測定方法の欄中「付表10」を「付表11」に改める。

付表10を付表11とし、付表９を付表10とし、付表８を付表９とし、付表７の次に次の表を加える。

付表８

カドミウムの測定方法の準備操作

１　試薬

⑴　超純水（注１）

日本工業規格Ｋ0211に定めるもの

⑵　メタノール

日本工業規格Ｋ8891に定めるもの

⑶　硝酸（２mol／Ｌ）

日本工業規格Ｋ9901に規定する硝酸（注２）に超純水を加え調製したもの

⑷　酢酸アンモニウム

日本工業規格Ｋ8359に定めるもの

⑸　酢酸アンモニウム溶液（0.1mol／Ｌ）

酢酸アンモニウム7.708ｇを超純水900mlに溶かし、硝酸又はアンモニア水を加えてpHを5.5に調整した後、超純水を加えて１Ｌとする（注３）

⑹　酢酸アンモニウム溶液（0.5mol／Ｌ）

酢酸アンモニウム38.54ｇを超純水900mlに溶かし、硝酸又はアンモニア水を加えてpHを5.5に調整した後、超純水を加えて１Ｌとする（注３）

⑺　酢酸アンモニウム溶液（5.0mol／Ｌ）

酢酸アンモニウム385.4ｇを超純水900mlに溶かし、硝酸又はアンモニア水を加えてpHを5.5に調整した後、超純水を加えて１Ｌとする（注３）

⑻　アンモニア水

日本工業規格Ｋ8085に定めるもの

（注１）　測定対象となるカドミウムの汚染が測定を妨害することのないことが確認されているもの。

（注２）　市販の高純度硝酸を用いてもよい。

（注３）　測定に影響がある場合は、キレート樹脂に流下し精製する。

２　器具（注４）

⑴　試験管

容量20ml以上のもの

⑵　キレート樹脂（注５）

イミノ二酢酸キレート樹脂を固定したディスク又はカートリッジで、使用前にメタノール１ml程度を流下して膨潤させた後、２mol／Ｌ硝酸50mlを１回（注６）、超純水50mlを２回、順次流下して洗浄する。その後、0.1mol／Ｌ酢酸アンモニウム溶液50mlを流速50～100ml／分で流下（注７）し、活性化を行ったもの

（注４）　器具は日本工業規格Ｋ0094の3.2によって洗浄し、測定対象となるカドミウムの溶出が測定を妨害することのないことが確認されているもの。

（注５）　市販のものでもよい。また、イミノ二酢酸キレート樹脂（200―400メッシュ）１ｇをポリプロピレン製固相カートリッジ（例えば、８ml容）に充塡した、あるいは同等の吸着容量をもつ固相カラム又はディスクでもよい。ただし、市販のものを用いる場合は、カラムの活性化に使用する溶媒や流速が異なるので、取扱説明書等に従う。

（注６）　２mol／Ｌ硝酸を加え、わずかに減圧して２mol／Ｌ硝酸をキレート樹脂に１分程度馴染ませた後、ゆっくりと流下する。

（注７）　0.1mol／Ｌ酢酸アンモニウム溶液を、キレート樹脂上に数ml程度残した状態にしておく。

３　操作

⑴　試料１Ｌ又はその適量（注８）を規格5.5によって処理する。

⑵　⑴に5.0mol／Ｌ酢酸アンモニウム溶液20ml又はその適量（注９）を加える。

⑶　アンモニア水でこの溶液のpHを5.5に調整した後、キレート樹脂に加圧又は吸引により流速50～100ml／分（注10）で流下させる。

⑷　0.5mol／Ｌ酢酸アンモニウム溶液50ml、超純水50mlを順次流下させてキレート樹脂を洗浄する。

⑸　キレート樹脂に２mol／Ｌ硝酸５mlを２回、緩やかに通してカドミウムを溶出させた後、超純水５mlを流下して洗浄を行う。この操作で得られた溶出液及び洗浄液を試験管に受ける。

⑹　⑸で得られた液を全量フラスコ20mlに移し入れ、超純水を加えて定容としたものを検液とする。

（注８）　規格55.2の操作を行う場合はカドミウムとして0.01～0.2μg、規格55.3の操作を行う場合はカドミウムとして0.2～40μg、規格55.4の操作を行う場合はカドミウムとして0.01～10μgを含む量とすること。

（注９）　⑴の試料の量にあわせ酢酸アンモニウム溶液として約0.1mol／Ｌになるよう酢酸アンモニウム溶液を加える。

（注10）　固相カラムの場合は10～20ml／分とする。

備考

この準備操作における用語の定義その他でこの測定方法に定めのない事項については、日本工業規格に定めるところによる。